

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="367 373 853 421">治山林道事業留意事項</p> <p data-bbox="510 1023 741 1062"><u>令和3年10月</u></p> <p data-bbox="320 1265 936 1305">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1397 373 1883 421">治山林道事業留意事項</p> <p data-bbox="1554 1023 1771 1062"><u>令和3年7月</u></p> <p data-bbox="1355 1265 1971 1305">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

共通事項

1. 設計歩掛適用基準

(1) ~ (5) (略)

(6) 市場単価

(一部略)

種子配合一覧表 (種子吹付工)

(一部略)

※種子配合については、上記を標準とするが、種子が確保できない等の理由がある場合は事前協議の上、代替植物の種子を配合し、緑化に努めること。

種子配合一覧表 (植生基材吹付工)

(一部略)

※種子配合については、上記を標準とするが、種子が確保できない等の理由がある場合は事前協議の上、代替植物の種子を配合し、緑化に努めること。

(7) ~ (15) (略)

共通事項

1. 設計歩掛適用基準

(1) ~ (5) (略)

(6) 市場単価

(一部略)

種子配合一覧表 (種子吹付工)

(一部略)

(追記)

種子配合一覧表 (植生基材吹付工)

(一部略)

(追記)

(7) ~ (15) (略)

(16) 治山林道事業で発生する根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて

1、2 (略)

森林内における建設工事に伴い生ずる根株、伐採木
及び末木枝条の取扱いについて

(一部略)

(16) 治山林道事業で発生する根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて

1、2 (略)

森林内における建設工事に伴い生ずる根株、伐採木
及び末木枝条の取扱いについて

(一部略)

〇〇 年 月 日

高知県知事 様

市町村長 ⑩

林地還元箇所の利用承諾書

私たちが所有する下記の土地について、次の条項により、根株及び末木枝条を林地に還元する箇所として利用することを承諾します。

記

- 1 次の各号に定める処理方法につき、異議ありません。
 - (1) 根株及び末木枝条の流出防止のため、極力、丸太柵工等を施工するものとする。
 - (2) 柵工等を施工しない場合、末木枝条は立木の根元等に掛け、低く片付けるものとする。
 - (3) 林内へ整理する場合は、森林施業に支障をきたさないように整理するものとする。
 - (4) 剥ぎ取り表土を盛土材として利用し、林地復元を図る場合、極力、下流への流出防止の施設を設置するものとする。
- 2 工事の施工については、できる限り協力します。
- 3 使用料は無料とします。
- 4 利用地に係る権利を譲渡する場合は、前各項を譲受人に継承させます。

平成 年 月 日

高知県知事 様

市町村長 ⑩

林地還元箇所の利用承諾書

私たちが所有する下記の土地について、次の条項により、根株及び末木枝条を林地に還元する箇所として利用することを承諾します。

記

- 1 次の各号に定める処理方法につき、異議ありません。
 - (5) 根株及び末木枝条の流出防止のため、極力、丸太柵工等を施工するものとする。
 - (6) 柵工等を施工しない場合、末木枝条は立木の根元等に掛け、低く片付けるものとする。
 - (7) 林内へ整理する場合は、森林施業に支障をきたさないように整理するものとする。
 - (8) 剥ぎ取り表土を盛土材として利用し、林地復元を図る場合、極力、下流への流出防止の施設を設置するものとする。
- 2 工事の施工については、できる限り協力します。
- 3 使用料は無料とします。
- 4 利用地に係る権利を譲渡する場合は、前各項を譲受人に継承させます。

土地の所在					所有者又は地上権者			備考
郡・市	町・村	大字	字	地番	住所	氏名	印	

土地の所在					所有者又は地上権者			備考
郡・市	町・村	大字	字	地番	住所	氏名	印	

2. 治山林道における流量計算

1、2 (略)

3 治山ダム等の放水路断面計算について

I、II (略)

III 水路工の通水断面の決定

(一部略)

2. 治山林道における流量計算

1、2 (略)

3 治山ダム等の放水路断面計算について

I、II (略)

III 水路工の通水断面の決定

(一部略)

通水断面の決定

項目	治山ダム		流路工・水路工		
	5型以外	5型	流路工	ウォーター Cushionの放水路	水路工
流量(Q)の算出方法	縮流堰式	開水路とし、平均流速式はマンニング式	開水路とし、平均流速式はマンニング式	流路工：縮流堰式 水路工：定型 (L=2.5m dw=0.5m)	開水路とし、平均流速式はマンニング式
土石の混入に対する余裕高	流量 50 m ³ /s 未満 ・・・0.4m 流量 50～200 m ³ /s ・・・0.6m 流量 200～500 m ³ /s ・・・0.8m 流量 500 m ³ /s 以上 ・・・1.0m	流量 50 m ³ /s 未満 ・・・0.4m 流量 50～200 m ³ /s ・・・0.6m 流量 200～500 m ³ /s ・・・0.8m 流量 500 m ³ /s 以上 ・・・1.0m	流量 50 m ³ /s 未満 ・・・0.4m 流量 50～200 m ³ /s ・・・0.6m 流量 200～500 m ³ /s ・・・0.8m 流量 500 m ³ /s 以上 ・・・1.0m (注：補正值有り)	流量 50 m ³ /s 未満 ・・・0.4m 流量 50～200 m ³ /s ・・・0.6m 流量 200～500 m ³ /s ・・・0.8m 流量 500 m ³ /s 以上 ・・・1.0m	流量 50 m ³ /s 未満 ・・・0.4m 流量 50～200 m ³ /s ・・・0.6m 流量 200～500 m ³ /s ・・・0.8m 流量 500 m ³ /s 以上 ・・・1.0m
その他余裕高	必要に応じて設ける	必要に応じて設ける	必要に応じて設ける	必要に応じて設ける	必要に応じて設ける

通水断面の決定

項目	治山ダム		流路工・水路工		
	5型以外	5型	流路工	ウォーター Cushionの放水路	水路工
最低断面	下幅	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	高さ	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
単位	下幅	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	高さ	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
流量(Q)の算出方法	縮流堰式	開水路とし、平均流速式はマンニング式	開水路とし、平均流速式はマンニング式	流路工：縮流堰式 水路工：定型 (L=2.5m dw=0.5m)	開水路とし、平均流速式はマンニング式
土石の混入に対する余裕高	流量 50 m ³ /s 未満 0.4m 流量 50～200 m ³ /s 0.6m 流量 200～500 m ³ /s 0.8m 流量 500 m ³ /s 以上 1.0m	流量 50 m ³ /s 未満 0.4m 流量 50～200 m ³ /s 0.6m 流量 200～500 m ³ /s 0.8m 流量 500 m ³ /s 以上 1.0m	流量 50 m ³ /s 未満 0.4m 流量 50～200 m ³ /s 0.6m 流量 200～500 m ³ /s 0.8m 流量 500 m ³ /s 以上 1.0m (注：補正值有り)	流量 50 m ³ /s 未満 0.4m 流量 50～200 m ³ /s 0.6m 流量 200～500 m ³ /s 0.8m 流量 500 m ³ /s 以上 1.0m	流量 50 m ³ /s 未満 0.4m 流量 50～200 m ³ /s 0.6m 流量 200～500 m ³ /s 0.8m 流量 500 m ³ /s 以上 1.0m
その他余裕高	必要に応じて設ける	必要に応じて設ける	必要に応じて設ける	必要に応じて設ける	必要に応じて設ける

3. 参考資料

1. 設計変更事前協議書について

3. 参考資料

1. 設計変更事前協議書について

設計変更事前協議書

下記の事項について、本書のとおり事前協議をいたしますので、御承認願います。

治山林道課長 様

林業事務所長

本 課					事 務 所				
課長	課長補佐	技査	チーフ	係	所長	次長	課長	チーフ	係
承認年月日	〇〇 年 月 日				協議年月日	〇〇 年 月 日			
工事名					工事場所	市(郡) 町(村) 字			
工事番号		設計金額			請負金額	円			
承認事項					変更金額増減見込み	円			
指示事項					設計変更理由				

設計変更事前協議書

下記の事項について、本書のとおり事前協議をいたしますので、御承認願います。

治山林道課長 様

林業事務所長 印

本 課					事 務 所				
課長	課長補佐	技査	チーフ	係	所長	次長	課長	チーフ	係
承認年月日	平成 年 月 日				協議年月日	平成 年 月 日			
工事名					工事場所	市(郡) 町(村) 字			
工事番号		設計金額			請負金額	円			
承認事項					変更金額増減見込み	円			
指示事項					設計変更理由				

2. 高知県内観測所の平年値（年平均気温、年降水量）及び極値
（略）

2. 高知県内観測所の平年値（年平均気温、年降水量）及び極値
（略）

治山事業

1. 治山設計歩掛適用基準

1～5 (略)

6 運搬工

1 (略)

2 機械運搬

1) (略)

2) 土工機械解体組立作業における注意事項

ア 解体作業は下記の部品数による解体を標準とするが、実際に使用するバックホウは機種によって各部品重量が異なるため、カタログ等を確認し適正な解体数（1部品が3t以下）となるよう指導及び確認を行うこと。

(削除)

イ、ウ (略)

治山事業

1. 治山設計歩掛適用基準

1～5 (略)

6 運搬工

1 (略)

2 機械運搬

1) (略)

2) 土工機械解体組立作業における注意事項

ア 解体作業は下記の部品数による解体を標準とするが、実際に使用するバックホウは機種によって各部品重量が異なるため、カタログ等を確認し適正な解体数（1部品が3t以下）となるよう指導及び確認を行い、その根拠資料を整備すること。

バックホウ0. 10m³・・・・・・2部品に解体
バックホウ0. 20m³・・・・・・3部品に解体
バックホウ0. 35m³・・・・・・5部品に解体
バックホウ0. 60m³・・・・・・8部品に解体 (通常は使用しない)

(解説)

標準の解体部品数は、1部品が3t以下になるように設定したものであり、標準の解体部品数を下回って解体した部品は3tを越える恐れがある。

なお、標準の解体数を下回る解体数によるケーブルクレーン運搬を設計する場合は、必要に応じて労働安全衛生法第88条に定めるクレーン設置届(吊り上げ荷重が3t以上のクレーン設置しようとする場合)の確認を行うなど、安全の確保に努めること

イ、ウ (略)

3) (略)

7～9 (略)

10 治山事業標準工期

(1) 治山工事標準工期

~~(削除)~~

3) (略)

7～9 (略)

10 治山事業標準工期

(1) 治山工事標準工期

工事別 直接工事費	標準工期	
	海岸、平地部の工事	山間部の工事
300万以下	102	116
500万以下	121	136
1,000万以下	144	161
1,500万以下	167	186
2,000万以下	185	204
3,000万以下	204	224
4,000万以下	225	246
5,000万以下	242	264
6,000万以下	256	279
8,000万以下	274	297
10,000万以下	295	318
15,000万以下	323	347
20,000万以下	356	380

治山工事の工期については、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いの「表9-2 治山事業（溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事）」を標準工期とする。

また、下記の注意事項については、引き続き適用する。

(注意事項)

1. 本表は請負工事に適用する。
2. 工期には準備・後始末及び書類写真等整理期間を含む。
3. 工事費は本工事費・付帯工事費の合計額とする。
4. 本表はボーリング工、隧道工、集水井工及び調査には適用しない。
5. 本表は標準でありこれにより難しい時は別に算出するものとする。
6. 保安林管理道は、「表9-3 林道事業 工期算定標準表」を適用する。
7. 本表は4週8休を前提としている。
8. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。

(削除)

(2) 保安林改良工事標準工期
(略)

2 (略)

3. 治山ダム工

1、2 (略)

3 (削除) 治山ダムの計画勾配決定について

(以下略)

(注)

1. 本表は請負工事に適用する。
2. 工期には準備・後始末及び書類写真等整理期間を含む。
3. 工事費は本工事費・付帯工事費の合計額とする。
4. 本表はボーリング工、隧道工、集水井工及び調査には適用しない。
5. 本表は標準でありこれにより難しい時は別に算出するものとする。
6. 保安林管理道は、林道事業 工期算定標準表を適用する。
7. 本表は4週8休を前提としている。
8. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。

(2) 適用

令和3年7月1日以降の設計積算にかかるものから適用

(本表は森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い9-(1)ークを準用している。)

(3) 保安林改良工事標準工期
(略)

2 (略)

3. 治山ダム工

1、2 (略)

3 治山技術基準改正に伴う治山ダムの計画勾配決定について

(以下略)

4～8 (略)

9 治山ダム工の水平打継目について

(1) (略)

(2) 治山ダム工の水平打継目の凸形施工の運用について（平成22年4月15日事務連絡）

施工方法により鉛直打継目部分及び断面の管理部分を、やむを得ず未施工とする場合は下記のとおり実施すること。

- 1) 鉛直打継目の部分については、凸形施工を堤延長方向に対して左右0.50m以内で未施工とすることが出来るものとする。又、その他管理ポイント等では、堤延長方向に対して0.50m以内で未施工とすることが出来るものとする。但し、未施工部分には差し筋（異形棒鋼D16mmSD345）による継手を施工するものとする。
- 2) 差し筋の形状及び本数
差し筋の形状はI型またはD型とし、差し筋本数についてはI形（3.74/m²以上）、D形（1.87本/m²以上）を配置する。
- 3) 施工管理
出来形は差し筋の必要本数を確認する。
- 4) その他
積算について、均しコンクリート型枠の控除及び差し筋の設計計上は行わず変更対応はしない。

10～13 (略)

4～8 (略)

9 治山ダム工の水平打継目について

(1) (略)

(2) 治山ダム工の水平打継目の凸形施工の運用について（平成22年4月15日事務連絡）

施工方法により鉛直打継目部分及び断面の管理部分を、やむを得ず未施工とする場合は下記のとおり実施すること。

- 1) 鉛直打継目の部分については、凸形施工を堤延長方向に対して左右0.50m以内で未施工とすることが出来るものとする。又、その他管理ポイント等では、堤延長方向に対して0.50m以内で未施工とすることが出来るものとする。但し、未施工部分には差し筋（異形棒鋼D16mmSD345）による継手を施工するものとする。
- 2) 差し筋の形状及び本数
差し筋の形状はI型またはD型とし、差し筋本数についてはI形（3.74/m²以上）、D形（1.87本/m²以上）を配置する。
- 3) 施工管理
出来形は差し筋の必要本数を確認し、品質管理については塩化物総量試験を実施する。
- 4) その他
積算について、均しコンクリート型枠の控除及び差し筋の設計計上は行わず変更対応はしない。

10～13 (略)

4～7 (略)

8. 森林整備

1～6 (略)

(以下略)

〇〇 年 月 日 様式 1

様式 2

(以下略)

〇〇 年 月 日

様式 3

(略)

〇〇 年 月 日 様式 4

様式 5

(以下略)

〇〇 年 月 日

(以下略)

4～7 (略)

8. 森林整備

1～6 (略)

(以下略)

令和 年 月 日 様式 1

様式 2

(以下略)

令和 年 月 日

(略)

様式 3

令和 年 月 日 様式 4

様式 5

(以下略)

令和 年 月 日

(以下略)

7 本数調整伐設計表 (18 高森整第4 1 2号 平成1 8年7月5日)

設計図書として設計書へ様式6添付すること。(平成1 8年度事業から適用)

様式6

本 数 調 整 伐 設 計 表

〇〇 年度

(以下略)

9. ケーブルクレーン

1、2 (略)

3 ケーブルクレーンの設計

(1) ~ (4)

(略)

(5) 索道施設の損料について

ア 支柱 (元柱、先柱、中間支柱) について

人工支柱に使用する丸太材は損料により設計計上する。

(参考：平成20年6月18日付け林野庁計画課事務連絡)

①支柱材 : 杉(松)丸太材、末口径0.28~0.32m、長さ4m、材積0.36m³を標準とする。

②中間支柱：高さ5.0m、素材1.60m³とし、諸雑費は素材費の20%を計上する。

イ 運搬器具について

① コンクリート運搬の運搬器具~~賃料~~はバケツ2個とする。

② その他資材運搬の運搬器具損料は、モッコ3個とする。

③ 損料率は(1時間当たり)0.04%とする。

7 本数調整伐設計表 (18 高森整第4 1 2号 平成1 8年7月5日)

設計図書として設計書へ様式6添付すること。(平成1 8年度事業から適用)

様式6

本 数 調 整 伐 設 計 表

令和 年度

(以下略)

9. ケーブルクレーン

1、2 (略)

3 ケーブルクレーンの設計

(1) ~ (4)

(略)

(5) 索道施設の損料について

ア 支柱 (元柱、先柱、中間支柱) について

人工支柱に使用する丸太材は損料により設計計上する。

(参考：平成20年6月18日付け林野庁計画課事務連絡)

①支柱材 : 杉(松)丸太材、末口径0.28~0.32m、長さ4m、材積0.36m³を標準とする。

②中間支柱：高さ5.0m、素材1.60m³とし、諸雑費は素材費の20%を計上する。

イ 運搬器具について

① コンクリート運搬の運搬器具損料はバケツ2個とする。

② その他資材運搬の運搬器具損料は、モッコ3個とする。

③ 損料率は(1時間当たり)0.04%とする。

(6) (略)

4 (略)

10 (略)

(6) (略)

4 (略)

10 (略)

林道事業

1 (略)

2. 設計積算の留意事項

(1) ~ (4) (略)

(5) 削る

林道事業

1 (略)

2. 設計積算の留意事項

(1) ~ (4) (略)

(5) 林道事業標準工期

1) 工期算定標準表

直接工事費	標準工期	備考
300 千円以下	<u>52</u>	—
500 "	<u>67</u>	—
800 "	<u>78</u>	—
1,000 "	<u>87</u>	—
1,500 "	<u>97</u>	—
2,000 "	<u>109</u>	—
3,000 "	<u>122</u>	—
5,000 "	<u>142</u>	—
8,000 "	<u>166</u>	—
10,000 "	<u>185</u>	—
15,000 "	<u>206</u>	—
20,000 "	<u>230</u>	—
25,000 "	<u>250</u>	—
30,000 "	<u>267</u>	—
40,000 "	<u>289</u>	—
50,000 "	<u>314</u>	—
60,000 "	<u>335</u>	—
80,000 "	<u>362</u>	—
100,000 "	<u>393</u>	—

(5) 支障木の取扱い

1～4 (略)

3、4 (略)

5. コンクリート工

(1) (略)

(2) 削る

(2) ポンプ車打設における標準日打設量の算定について

①～③ (略)

6、7 (略)

8. かご工・かご枠工

(1) (略)

(2) 設置基準

①かご工の止め杭は、必要な場合1段目のみ計上すること。

かご工・かご枠工 S=1:50

(床付面からの切取高 H=5.0m未満)

備考1 請負工事に使用する工期は上表を標準とする。ただし、上表により難しい場合は、現場条件、工種工法等を考慮し、別途算定するものとする。

2 この標準工期は、工事内容、施工時期及び施工場所等を考慮して標準工期を適宜増減することができる。

3 この標準工期は、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含むほか、4週8休を前提とする。

(6) 支障木の取扱い

1～4 (略)

3、4 (略)

5. コンクリート工

(1) (略)

(2) 張コンクリートの積算(法面保護工)

張コンクリートの積算にあたっては森林整備保全事業標準歩掛による。

(3) ポンプ車打設における標準日打設量の算定について

①～③ (略)

6、7 (略)

8. かご工・かご枠工

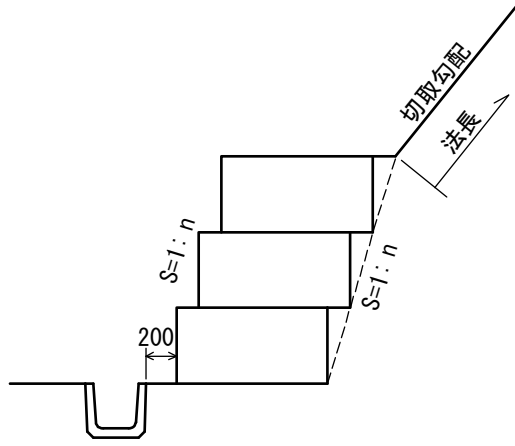
(1) (略)

(2) 設置基準

①かご工の止め杭は、必要な場合1段目のみ計上すること。

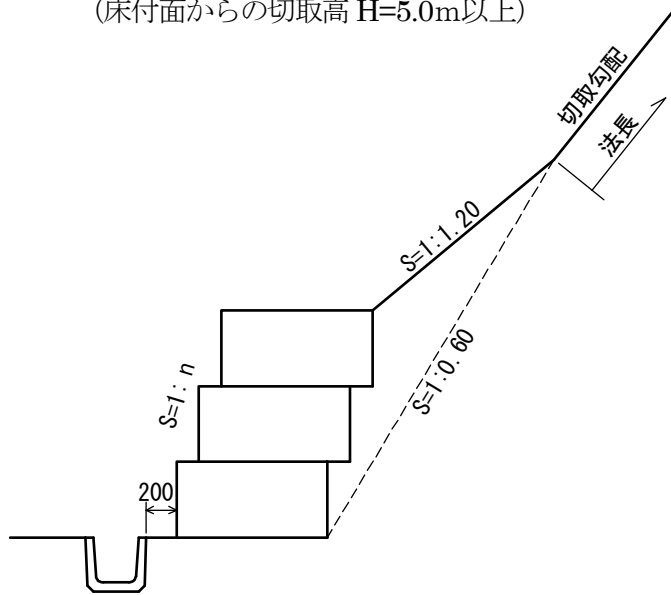
かご工・かご枠工 S=1:50

(床付面からの切取高 H=5.0m未満)

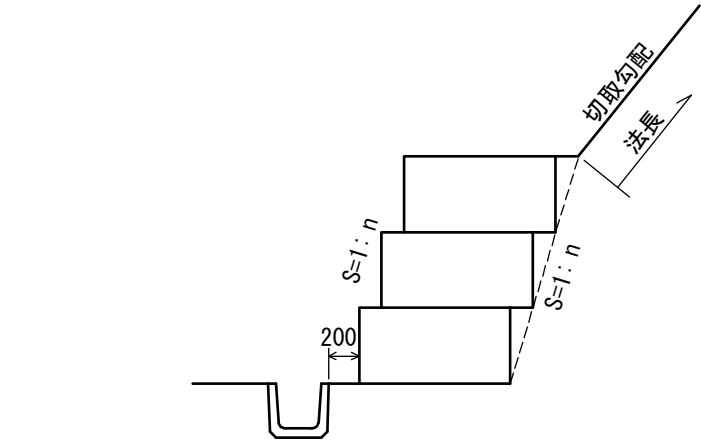


削る

(床付面からの切取高 H=5.0m以上)

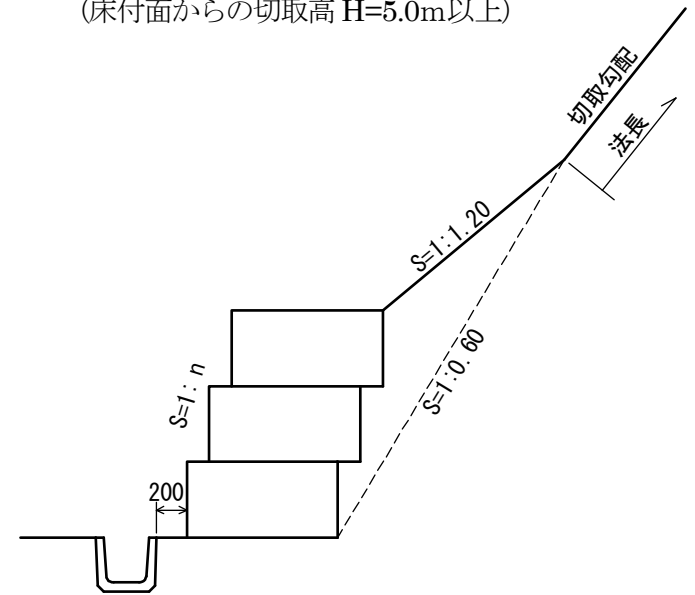


削る



※別途に安定計算が必要—カタログ掲載の安定計算は不可。

(床付面からの切取高 H=5.0m以上)



※別途に安定計算が必要—カタログ掲載の安定計算は不可。

(3) 注意事項

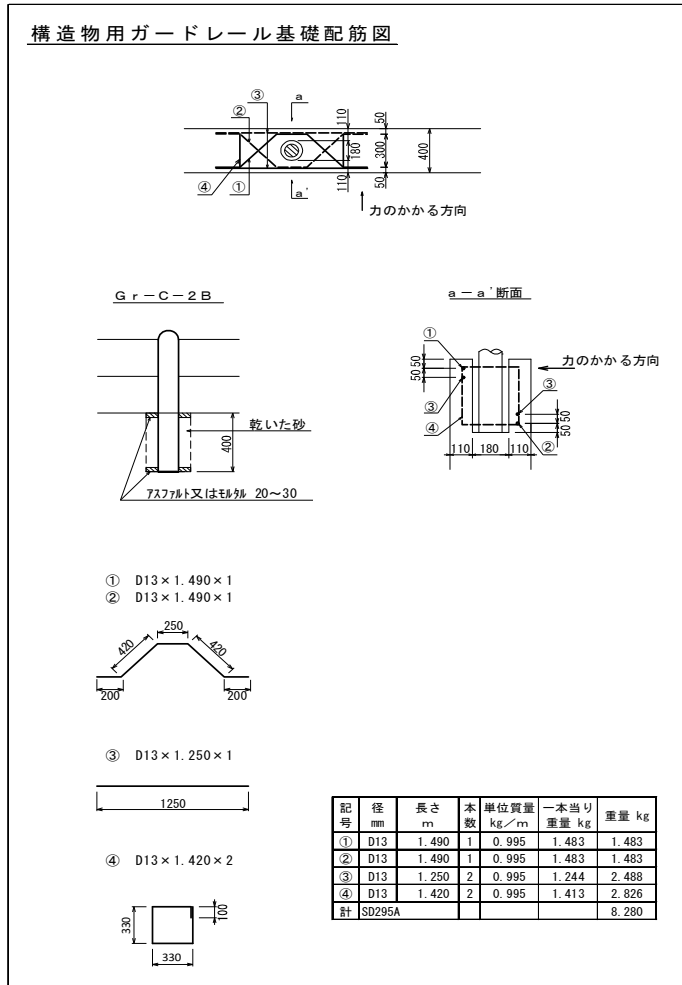
① 切土法面の法尻から湧水が発生するなど、法面保護対策が必要な箇所において、かご枠を設置する場合は、高さ 2.0m 以下を目安とする。

(3) 注意事項

① 施工にあたっての取扱いは、治山 5-6 小型鋼製枠工（土留工、護岸工等）と同様とすること。

9. 交通安全施設

(1) ガードレール

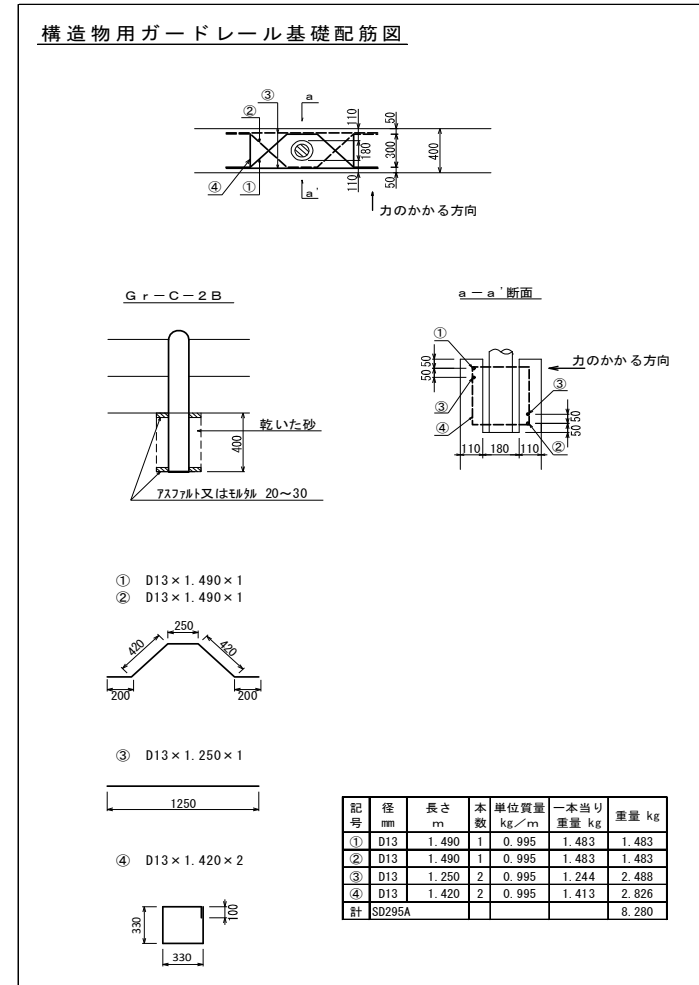


注意事項

構造物にガードレール基礎を設置する場合は、支柱から端部まで1.00mを確保すること。

9. 交通安全施設

(1) ガードレール



[追加]

10～12 (略)

施工パッケージ型積算方式

(略)

参考資料

(略)

10～12 (略)

施工パッケージ型積算方式

(略)

参考資料

(略)